

## 第 32 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 3 月 25 日（水）午前 9 時 45 分から 10 時 51 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

### 3. 出席委員

会長	5 番	石堂	かよ子			
会長職務代理者	9 番	西田	三郎			
農業委員	1 番	古市	道則	2 番	中里	安男
	4 番	牛野	進一郎	6 番	小山	重和
	7 番	河野	律雄	8 番	寺田	誠
	10 番	西田	暁	11 番	高田	照美

#### 農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	小山	幸良	ロ.	片板	大作
ハ.	柳田	和則	ニ.	中峯	哲義
ホ.	高田	正一	ヘ.	中島	一三

### 4. 欠席委員

#### 農業委員

3 番 池亀 昭次

#### 農地利用最適化推進委員（順不同）

ト. 小脇 浩一      チ. 雨田 俊孝

### 5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和元年度第 32 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 令和 2 年度南種子町標準農作業料金（案）及び農地賃借料情報（案）について

議案第 4 号 農地法第 3 条許可の別段面積（下限面積）について

### 6. 農業委員会事務局職員

#### 事務局長

古市 義朗

農地振興係長  
農地振興係

戸川 修一郎  
日高 隆一郎

## 7. 会議の概要

事務局 開会の前に、本日欠席の届が会長に出ておりますので報告いたします。  
(農業委員のうち) 議席番号 3 番、池亀 昭次 委員 でございます。(農  
地利用最適化推進委員のうち) 小脇 浩一 推進委員、雨田 俊孝 推進委  
員 でございます。

事務局 それでは、本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立  
していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第 32 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第 1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい  
でしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 4 番、牛野  
進一郎 委員。6 番、小山 重和 委員を指名します。

議長 日程第 2、(議案協議) 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第  
1 項の規定による令和元年度第 32 号農用地利用集積計画書(案)に対する  
意見決定について、を議題にします。

尚、賃借件案件 整理番号 2 番において私、石堂が農業委員会法第 31  
条第 1 項、議事参与の制限に該当することになりますので退席をいたし  
ます。

議事の進行を 西田 三郎 会長職務代理にお願いいたします。

(石堂 かよ子 会長、退場)

(西田 三郎 会長職務代理、登壇)

会長職務代理 それでは、事務局より議案第 1 号 賃借件案件 整理番号 2 番の説明を  
お願いします。戸川係長。

事務局 それでは職務代理からもありましたように、まずは議事参与の制限に該  
当する案件からということです。

資料は 4 ページをお開きください。計画内訳書 整理番号 2 番の説明を  
いたします。

利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地 A・72 歳、利用権の  
設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 B・70 歳、経営面積は ●●㎡。

申請地は〇〇字△△××番、地目は 田で、面積は ●●㎡。期間は 5 年の  
再設定で、支払方法は現物渡しとなっています。図面は 8 ページに添付し  
ておりますのでお目通しいただきたいと思っております。

利用権設定を受ける者は耕作を継続しており、これからも農作業に従事  
していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3

項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

会長職務代理 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

会長職務代理 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

会長職務代理 異議がないようですので、議案第1号 賃借権案件 整理番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号 賃借権案件 整理番号2番については原案のとおり決定いたしました。

石堂会長の入場を求めます。議事の進行を代わります。

(石堂 かよ子会長、入場)

(西田 三郎 会長職務代理、降壇)

議長 議事を進行します。尚、賃借権案件 整理番号9番において寺田委員が、農業委員会法第31条第1項、議事参与の制限に該当することになりますので退席をお願いします。

(寺田 誠 委員、退場)

議長 引き続き事務局より議案第1号 賃借権案件 整理番号9番の説明をお願いいたします、戸川係長。

事務局 それでは続けます。会長からもありましたように議事参与の制限に該当する案件について、資料は6ページをお開きください。計画内訳書 整理番号9番の説明をいたします。

利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地 C・59歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 D、経営面積は●●㎡。

申請地は〇〇字△△××番、地目は畑で、面積は●●㎡であります。

期間は5年の新規設定で、賃借料は〇〇円の口座振込みとなっております。図面は15ページに添付していますので、お開きいただきお目通しください。

利用権設定を受ける者は耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号 賃借権案件 整理番号9番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号 賃借件案件 整理番号9番については原案のとおり決定いたしました。

寺田委員の入場を求めます。

(寺田 誠 委員、入場)

議長 引き続き事務局より議案第1号 賃借権案件 残りの案件の説明をお願いいたします、戸川係長。

事務局 それでは、資料は2ページをお開きください。引き続き議案第1号は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について、令和2年3月30日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権 11件・農地中間管理権 16件)を定めたいので、承認を求めるものです。

資料は3ページをご覧ください。

期間の始期が令和2年3月31日から5年間のものが1件です。先ほど説明を終え、承認を頂きました。

続いて期間の始期が令和2年4月1日から5年間のものが6件、10年間のものが4件、計11件で、田が●●㎡の9筆、畑が●●㎡の14筆です。

4ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号1番。利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 E・62歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 F・57歳、経営面積は●●㎡です。

申請地は○○字△△××番で、地目は畑、●●㎡です。さとうきびを作付けし、賃借料は10アール当り1万円の現金支払いで10年間の再設定です。図面については7ページに添付してあります。次は整理番号3番です。

整理番号3番。G・80歳とH・53歳の利用権設定については、田が3筆で、10アール当り1万円で期間は10年です。

整理番号4番。IとJの利用権設定については、田が5筆、籾5俵の現物渡しです。

整理番号5番から8番の利用権設定については、お目通しください。

賃借料については10アール当り1万円。整理番号8番については、次のページをお開きください。

整理番号8番。KとLの利用権設定については、畑が1筆、作付け内容についてはお目通しください。期間は10年の新規設定です。

整理番号10番。MとNの利用権設定については、畑が4筆、作付け内容についてはさとうきび、賃借料については○○円の口座振込み、期間は5年の新規設定です。

整理番号11番。OとPの利用権設定については、畑が2筆、作付け内容についてはさとうきび、賃借料については10アール当り○○円の現金支払い、期間は5年の新規設定です。

7ページから 18 ページまで図面を添付しておりますので、再度ご確認ください。

以上、利用権設定を受ける者は耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第 1 号 賃借件案件 残りの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 1 号 賃借件案件 残りの案件については原案のとおり決定いたしました。

議長 長 次に議案第 1 号 農地中間管理権案件 整理番号 16 番において河野委員が、農業委員会法第 31 条第 1 項、議事参与の制限に該当することになりますので退席をお願いいたします。

(河野 律雄 委員、退場)

議長 長 それでは、事務局より議案第 1 号 農地中間管理権案件 整理番号 16 番の説明をお願いいたします、戸川係長。

事務局 資料 24 ページをご覧ください。ただいま会長から話があったように議事参与の制限に該当する案件です。

議案第 1 号 農地中間管理権案件 整理番号 16 番について説明いたします。

利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地 Q・78 歳、配分者は R です。

申請地は〇〇字△△××番、地目は 畑で、面積は ●●㎡で、賃借料は 10 アール当り 1 万円の口座振込み、10 年間の新規設定でさとうきびの作付けを行うようです。

図面については 46 ページに添付してありますので、お目通しください。

農地中間管理権の設定を受ける者は、経営規模拡大、農用地の集団化等、農業の生産性の向上に資すると認められ、農業経営基盤強化促進法第 31 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号 農地中間管理権案件 整理番号16番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号 農地中間管理権案件 整理番号16番については原案のとおり決定いたしました。

河野委員の入場を求めます。

(河野 律雄 委員、入場)

議長 引き続き事務局より議案第1号 農地中間管理権案件 残りの案件の説明をお願いいたします、戸川係長。

事務局 それでは資料20ページをお開きください。残りの案件について説明いたします。

整理番号1番から3番までの利用権の設定をする者は、S、配分者については、整理番号1番が T で、賃借料は2筆で〇〇円、整理番号2番が（配分者）U で、4筆合計〇〇円、整理番号3番が（配分者）V で賃借料は1万円、地目は3件ともに 田です。面積についてはお目通しください。

続いて資料21ページをお開きください。

整理番号4番。申請地は〇〇字△△××番・同字××番・同字××番の3筆で、面積合計●●㎡、地目は 田で、配分者は W です。

整理番号5番・6番・7番、次のページの8番までの配分者が X で、作付け内容はさとうきびです。申請地、その他詳細についてはお目通し願います。

整理番号5番。権利の種類が賃借権、賃借料は3筆合計〇〇円となっております。続いて6番から8番までが、権利の種類が使用貸借権となっておりますので、お目通しください。

整理番号9番。利用権の設定をする者は、Y、配分者については、Z で、6筆ございまして、賃借料は現物渡しで期間は10年、新規設定となっております。

整理番号10番。利用権の設定をする者は、a、配分者については、b で、10アール当り1万円で口座振込みとなっております。

申請地については、〇〇字△△××番、地目は 畑、面積は●●㎡です。

整理番号11番。利用権の設定をする者は、c と、配分者については、d で、金額等詳細についてはお目通しください。地目は 田であります。

資料23ページをお開きください。

整理番号12番。利用権の設定をする者は、e と、配分者については、Z で、田の1筆で、賃借料は10アール当り1万円です。10年間の期間設定であります。

整理番号13番。利用権の設定をする者は、f と、配分者については、g で、畑の3筆で、賃借料の合計は3筆で〇〇円ということです。

内訳としては ○○円 と ○○円、それから ○○円 ということです。

整理番号 14 番。利用権の設定をする者は、h と、配分者については、d です。

申請地は○○字△△××番、畑の 1 筆で、面積は ●●㎡、賃借料は 10 アール当り 1 万円、期間は 10 年の新規設定です。

整理番号 15 番。利用権の設定をする者は、h と、配分者については、i であります。

申請地は○○字△△××番、畑の 1 筆で、面積は ●●㎡、賃借料 10 アール当り 1 万円、期間は 10 年の新規設定です。

25 ページから 46 ページには図面を添付していますのでご確認ください。

以上、農地中間管理権の設定を受ける者は、経営規模拡大、農用地の集団化等、農業の生産性の向上に資すると認められ農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明を終わります。

よろしく願いいたします。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第 1 号 農地中間管理権案件 残りの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 1 号 農地中間管理権案件 残りの案件については原案のとおり決定いたしました。

議長 長 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、譲渡人・j、譲受人・b 外 8 件 を議題にします。

それでは、事務局より議案第 2 号 整理番号 2 番の説明を先にお願いたします、日高主任。

事務局 47 ページをお開きください。

議案第 2 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が 9 件です。

整理番号 1 番から、資料を読み上げます。

整理番号 1 番。譲渡人が、鹿児島県鹿児島市○○××番××号 j。

譲受人が、南種子町西之○○××番地 b です。

土地の所在が、○○字△△××番。地目は 畑、地積は ●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、50 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 59 ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、鹿児島県出水市〇〇××番地 k。  
譲受人が、南種子町〇〇××番地 l です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●m<sup>2</sup>。  
所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、51ページの調査書にあるとおり、農地法第3条  
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。  
参考資料は64ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 m。  
譲受人が、南種子町〇〇××番地 n です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●m<sup>2</sup>。

ほかに同字に4筆、〇〇字△△に1筆、〇〇字△△に1筆、〇〇字△△に1  
筆の合計で8筆、地積合計は●●m<sup>2</sup>です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、52ページの調査書にあるとおり、農地法第3条  
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。  
参考資料は69ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 m。  
譲受人が、南種子町〇〇××番地 o です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●m<sup>2</sup>。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、53ページの調査書にあるとおり、農地法第3条  
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。  
参考資料は81ページから添付しています。

資料48ページをお開きください。

整理番号5番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 m。  
譲受人が、南種子町〇〇××番地 p です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●m<sup>2</sup>。

ほかに〇〇字△△に3筆、〇〇字△△に1筆、〇〇字△△に2筆、〇〇字△△  
に1筆の合計で8筆、地積合計は●●m<sup>2</sup>です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、54ページの調査書にあるとおり、農地法第3条  
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。  
参考資料は88ページから添付しています。

整理番号6番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 m。  
譲受人が、南種子町〇〇××番地 q です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●m<sup>2</sup>。

ほかに同字に1筆、〇〇字△△に4筆、〇〇字△△に5筆、〇〇字△△に1  
筆、〇〇字△△に1筆、〇〇字△△に1筆の合計で14筆、地積合計は●●  
m<sup>2</sup>です。



所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、55 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は102 ページから添付しています。

整理番号7番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 m。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 r です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●m<sup>2</sup>。

ほかに同字に4筆の合計で5筆、地積合計は●●m<sup>2</sup>です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、56 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は119 ページから添付しています。

資料49 ページをお開きください。

整理番号8番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 m。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 s です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●m<sup>2</sup>。

ほかに〇〇字△△に1筆の合計で2筆、地積合計は●●m<sup>2</sup>です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、57 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は126 ページから添付しています。

整理番号9番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 m。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 t です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●m<sup>2</sup>。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、58 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は134 ページから添付しています。

以上9件につきましては、3月10日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番、高田委員。

11番委員 整理番号1番。jさんからbさんへの所有権移転でございます。資料62ページから63ページを見ていただきたいと思います。

今回の申請につきましては、鹿児島市在住のjさんの方が、もう種子島には帰ってこないということで、62ページを見ていただきますが、〇〇地区公民館下の運動場の下に位置する畑でございます。この写真を見ていただきますと、道の手前の方に住宅らしき影が写っておりますが、これがu

さん、j さんのお父さんの家であります。

この家を b さんの息子、v さんが購入するというので、今回売買がされたところでございます。

今回申請のあった土地につきましては、この j さんの宅地を通らなければ出入りする道がないということで、この畑まで含めて購入してくださいという話し合いがあったそうで、ただという訳にはいきませんので、1反8畝の土地を10万円で購入するというので今回の申請でございませう。以上でございます。

議 長  
9 番委員

整理番号2番、西田 三郎 委員。

整理番号2番ですが、これは以前△△におられた k さん、現在は出水市在住の方です。

この方が△△周辺にある財産処分を進めておられて、l さんとの贈与による3条申請でございませう。

資料67ページに航空写真がございませうが、現地は〇〇ホテルの宿舎の東側ということになります。色々検討されたと思ひますが、現地は長年耕作された形跡がなく茅が生い茂っております。3条申請でございませうので、今後は適正に保全管理をしていただくことが条件になるかと思ひます。そのことは l さんにも伝えてありますが、これからは適正にされるかどうかの確認が必要であると思ひます。以上でございます。

議 長  
農地部長

整理番号3番から9番まで、池亀委員が担当ではございませうけれども、本日欠席でありますので、高田農地部長にお願いしませう。

池亀 昭次 委員から一昨日電話がありまして、急遽 身内の不幸があり総会に出席できないとのことで、私の方に説明をしてくださいということではございませう。

3月10日の現地調査の折りに、小山 幸良 推進委員と回ったところでございませう。

今回の申請は、整理番号3番から9番まで、まとめて説明いたしませう。

m からのそれぞれ個人との所有権移転ということでございませうして、今までもそれぞれが耕作していた農地でございませうして、権利の譲渡まではしていなかったとのことで、今回 m からそれぞれの耕作者に所有権移転をするというようなことでございませう。現地の確認をした中においては、皆さんがよく耕作をされておられ、農地は管理されておりました。

整理番号6番につきましては、q さんが今回申請をしている農地の中の一部だけ、荒れ地に近くなっている、手入れの行き届いていない土地がありました。その点につきましては、本人は耕作する意思がありますので、農業委員と事務局で今後も指導をしながら見守りたいところではございませう。

不耕作の土地の所在は、〇〇字△△××番の1筆でございませう。今後、田んぼの ●●㎡ が一部、ハウスの施設跡が残っており、本人としては現地確認までに何とかしようとしていた話があったようではございませう。意気込みがあり

ますので、今後耕作するように指導したところです。外の農地につきましては、それぞれポンカン、タンカン、ロベ、さとうきび、水稻を作付けしたりということで、よく管理されております。今後もそのような形で利用されるものと判断したところです。以上報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
議 長 質疑はありませんか。  
(「はい。」の声あり)

議 長 はい、西田 三郎 委員。  
9番委員 中身はよく分かったんですが、譲受人に80代が2人おりまして、所有権移転の理由として「経営拡大」というのは適切でないと思われませんが、どうなのでしょう。

議 長 皆さん、懇談に入ってよろしいでしょうか。懇談に入ります。

議 長 懇談を解きます。  
議 長 質疑はありませんか。  
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 承認第1号 令和2年度南種子町標準農作業料金（案）及び農地賃借料情報（案）について、を議題にします。

事務局 それでは事務局より承認第1号の説明をお願いいたします、古市局長。説明させていただきます。資料142ページをお開きください。

毎年、標準農作業料金（案）として提出させていただいてますが、まずは今までの経過報告と今後の流れについて、説明をさせていただきます。

農業委員会から作業料金検討会に例年諮問をして、本日の定例総会において、承認をお願いしたいと思っております。

(1) 令和2年1月20日に南種子町農林業技術指導者連絡協議会（以降「技連会」という。）へ情報提供のため打診をいたしましております。

(2) 令和2年1月31日に南種子町・中種子町・種子島農業公社合同検討会を開催したところであります。南種子町・中種子町大型農業機械組織代表者、南種子町・中種子町ハーベスタ利用組合代表者、中種子・南種子水稻作業受託者協議会代表者、種子島農業公社及び行政機関であります。

今年は中種子町で開催いたしております。

(3) 令和2年2月17日に再度、技連会において経過報告をし、情報収集

をしております。

- (4) 令和2年3月6日に令和2年度 南種子町標準小作料・標準農作業料金検討会を開催いたしております。
- (5) 令和2年3月16日、その報告を技連会にしたところであります。
- (6) 令和2年3月25日、本日の南種子町農業委員会定例総会において、承認をいただき、町広報紙の折り込み全戸配布、町ホームページ掲載という流れになっていきます。

中身といたしましては、別紙A3サイズの資料を添付しております。

それでは、令和2年度 南種子町標準農作業料金（案）及び農地賃借料情報（案）について、中身の説明をさせていただきます。

資料143ページをお開きください。

農業委員会がこの価格を示しますけれども、皆さんご承知のように、参考として示しております。

全体としては昨年の10月に消費税が10%になっておりまして、それで消費税10%込みの価格ということで、赤字のところは昨年度より変更となった部分でございます。

全体的には作業料金の上げ下げはございません。一言で言えば、据え置きということですが、消費税10%が反映された部分です。賃借料情報についても変更はございません。

まず左上が「令和2年度」になります。それから昨年の10月1日に労働基準局より鹿児島県の最低賃金について1時間当りの時間給が改定されましたので、摘要欄「時給 790円」になります。それで8時間換算をして、「6,320円」ということです。

それから、1番下の「農地賃借料情報」（案）ですけれども、「平成31年度」を「令和2年度」に、続いて枠外2行目、※欄の「平成30年度」を「令和元年度」に、変更したところでございます。

今年度の資料の色でございますけれども、順番は決まっております、「黄色」ということでございます。

皆さんの承認方よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

（「はい。」の声あり）

議長 長 はい、片板推進委員。

推進委員(口) はい。水稻の農作業料金ですが、バインダー（収穫作業）10アール当り5,500円、「紐代は除く」とありますが、これは紐代込みでもよろしいでしょうか。

議長 長 はい、事務局。

事務局 はい、バインダー、10アール当り5,500円「紐代は除く」、これが「紐

代込み」でこの値段でよろしいかということですね。これについては、これまでの協議の中で出てこなかった部分であります。議長、懇談に入ってもらってもよろしいでしょうか。

議長 はい、懇談に入ります。

議長 懇談を解きます。ほかにございませんか。  
(「はい。」の声あり)

議長 はい、西田 三郎 委員。

9番委員 よく分からないので教えてほしいんですが、さとうきびの収穫作業、「ハーベスタ」1トン当り「6,930円」。今年は全体的に低収量ということで、実際問題は刈り取り手数料を払って、農家にどれほど残るのかなと思います。この辺りどうなんでしょう。

議長 再び、懇談に入ります。

議長 懇談を解きます。ほかにございませんか。

議長 ほかにございませんか。  
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、承認第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり承認いたします。承認第1号については原案のとおり承認いたしました。

議長 承認第2号 農地法第3条許可の別段面積(下限面積)について、を議題にします。

事務局 それでは事務局より、承認第2号の説明をお願いいたします。日高主任。  
資料145ページをお開きください。

承認第2号 農地法第3条許可の別段面積(下限面積)についてご説明します。

資料146ページをお開きください。

平成21年6月24日付で公布された改正農地法により、下限面積の別段面積の設定権者が県知事から市町村農業委員会へと変更されました。

農業委員会で新たに別段面積を設定しない場合、農地法第3条第2項第5号の規定により下限面積が原則である50アールになります。

本町においては、下限面積50アールを維持し、別段面積については、「農地の権利移動の不許可の例外」で対応する。すなわち草花等のハウス栽培(高収益作物)で、その経営が集約的に行われる事であると認める場合は、下限面積以下でも考慮することとして承認決定されています。

以上のことから、農地法第3条第2項第5号の「下限面積」の判断基準に照らした結果、令和2年度におきましても引き続き下限面積50アール

とし、別段面積については、「農地の権利移動の不許可の例外」で対応することとしたいので、承認を求めます。

2020年農林業センサスがありましたけれど、参考資料としまして、2015年農林業センサスのデータ及び本町農家台帳システムのデータを載せています。試算の結果、下限面積未満農家40パーセント以上を満たしているため、現行どおり下限面積を50アールとして設定するところであります。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、承認第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり承認いたします。承認第2号については原案のとおり承認いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。